

議長（志村 忠昭）

これをもって、11番渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

8番、古川幸義です。

はじめに明日で東日本大震災がおきましてちょうど4年目になります。

大震災で尊い命を亡くされた2万人の方、またわずか激震から10分で現地に向かい消火活動、救命活動により252名の消防団の方々が命を落とされました。

これに対し哀悼の意を表します。

そしてご冥福をお祈りいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問を致します。

はじめに、丸尾町長2期目の就任おめでとうございます。

心よりお喜び申し上げます。

当選後のインタビューでは決意として「災害に強い町づくりや多度津を元気にする町おこしなど一期目掲げた公約に全て取り組む事ができたが、まだ少し芽を出した状態で、これからは枝葉を付けて大木に」と決意を述べられ、町民の皆様方や我々議会としてもこれからの町の発展と向上に期待しておりますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより一般質問に入らせていただきます。

1番目の質問は、「高齢化社会に対し多度津町における将来の対策」について。社会の高齢化が急速に進む今日、本町においても老々介護や、在宅介護、認知症、高齢者の低年収・生活苦などの数々の問題が山積しております。

本町での検討事項、取り組み等についてお伺い致します。

1. 老老介護について。

一つ、高齢者が孤立しない対策として、本町の取り組みはどの様になっているのか。

一つ、高齢者が地域社会との連携を深め、疎遠にならない様な活動支援についてどの様に対応しているのか。

2. 在宅介護について。

一つ、介護家族が抱える身体的負担、悩みに対しメンタルケア、サポート支援などの取り組みはどうしているのか。

一つ、介護家族が介護の担い手となり、サービスを受けず何もかも引き受けているケースが多く見受けられますが、家族が閉鎖的環境にならない為にはどのようにしているのか。

3. 認知症対策に対し。

一つ、認知症予防対策について、各市町では様々な取り組みを行っていますが、本町ではどの様な取り組みを行っていますか。

一つ、認知症患者に対し「見守り」については、どの様に取り組みを行っているか。

4. 高齢者の低年収・生活苦について。

一つ、生活保護基準よりも低年収である高齢者世帯は高齢者世帯の中での割合で言えばどれくらいなのか。

一つ、年金給付のみで生活していて、医療費や介護の負担増によって生活苦を訴える相談者は年々増加傾向にあると思えるが実態はどうか。

一つ、生活困難を訴える高齢者に対し、本町での救済措置はどの様なものか。

一つ、本町でも「老後破産」とみなすケースは在るのか。

以上4点「高齢化社会に対し多度津町における将来の対策」について質問致しますので詳細で解りやすい答弁をお伺い致します。

2番目には、「消防団員の命と生活を大災害から守るため」について。

今回、多度津町消防団条例の一部を改正する条例として第3条1から3を改めるよう議案としておりますが、内容としては年齢制限や居住地などの制限を緩和しております。

多度津町消防団条例や、多度津町消防団規則などは昭和36年3月から施行され附則を付け加えながら今日に至っております。

しかしながら東日本大震災時、約2万人の犠牲者の中に先程申しましたが約250数名もの消防団員がいたのも現実であり、多くが消防団の活動中に犠牲者になったのが事実であります。

条例や規則では消防団とは消火活動はもとより自然災害における救助救出活動など災害に対処する活動を云っているだけで大震災などの非常時での活動に対処してないのが事実ではないでしょうか。

本町においても、近年起こるといえる東南海トラフ大地震に備え、倒壊や津波による多発災害に対応する救助活動、多発する火災に対し消火活動、倒壊家屋からの人命救助など常備消防で対処出来ない所を担うのが消防団であります。本町ではこれから起こりうる大災害に対しどの様に対処するのかをお伺いいたします。

1. 現在、小型ポンプ操法などを通し操作や動作などを基本と教育しているが、震災時や災害時の危険予知訓練など命を守る基礎知識などの教育はしているのか。

2. 大震災時、分団ごとのエリア内の救難、救出についての出動要請や、各分団の役割分担など明確にしているのか。

3. 大震災時、消防団員の通信手段はどの様にするのか、情報を傍受するのか、

各分団内部の伝達はどうするのか。

4. 大震災や津波襲来時、常備消防では対応できない状態であると思われませんが、各消防分団と地域の防災組織、自治会、水利組合等との連携した活動が望まれると思いますが、どの様にと決めているのか。

5. 震災時、避難勧告など消防団などに依頼される事と思えるが方法手順は整備出来ているか。

以上震災時、消火活動、救出、避難活動など危機管理上既に取決めされている事など詳細にお答え願ひまして5点質問とさせていただきます。

以上で、「高齢化社会に対し多度津町における将来の対策」についてと「消防団員の命と生活を大災害から守るため」についての2点を質問させていただきます。宜しくご答弁願ひいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問のうち「消防団員の命と生活を大災害から守るため」についてお答えをしましてまいります。

消防団員の皆様には、1年中、昼夜を問わず、町民皆様の生命・身体・財産を守っていただき、消防署員だけでは補えない町民の安心安全にご貢献いただいておりますことに常に感謝を申し上げているところであります。

その消防団員の必要性に鑑み団員数が減少傾向にあることから、団員の最低年齢は定めても上限は定めないこととし、町に在住していなくても町に職場があれば入団できるという入団制限緩和の条例改正を今会議で願ひしているところであります。

今後、30年以内に起こる可能性が70%以上あると言われております南海トラフが引き起こす大地震に備えるべく、町内企業や団体等と防災・減災に関する連携協定を締結させていただいておりますが、行政と民間が連携協力して町全体を守ることが必須だと考えております。

その意味では町民を守っていただく消防団活動は欠くことのできない大きな戦力だと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他の質問に対しましては、各担当課長より答弁をしましてまいりますのでよろしく願ひを致します。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

古川議員ご質問の2点目、「消防団員の命と生活を大震災から守るためについて」の答弁を申し上げてまいります。

まず、本町消防団員の皆様には忙しい家業のかたわら、郷土愛護の精神に基づき火災等の危険な現場活動をしていただいていることに対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

議員のご質問のうち、1番目「震災時や災害時の危険予知訓練など命を守る基礎知識などの教育はしているか？」とのことですが、議員ご指摘のとおり、東日本大震災では数多くの消防職・団員が殉職したことから、国も緊急消防援助隊の増隊や消防団の装備充実を図っておりますので、本町と致しましても消防団員の資質向上及び消防団の機械器具や個人装備の充実を図るのが喫緊の課題であると認識しているところでございます。

そういったことから、教養・教育のソフト面では香川県消防学校での研修や香川縣市町総合事務組合主催の「危険予知訓練」などの各種研修会に参加しておりますし、分団ごとに消火訓練・救急訓練を実施することはもちろんのこと、震災等の大規模災害時にも消防団が機能的に活動できるよう、総務省から貸与を受けております震災対策用資機材（エアテント・ゴムボート等）の取扱い訓練を毎年実施しているところでございます。

また、ハード面では、今年度は町単独事業として消防団車両に署活系デジタル無線機を整備中で、それと併行して香川県地域防災力総合支援事業を活用してエンジンカッター・チェーンソーなどの救助資機材及び安全靴・救命胴衣などの団員個人の安全装備品を購入しますので、年度内に各分団に配備したのち、取扱い訓練することを予定しており、より安全で効果的な現場活動ができるものと考えております。

2番目の「大震災時の分団ごとの出動要請や各分団の役割分担を明確にしているのか」とのことですが、現時点では出動要請は一斉召集サイレン及び団員への召集メールで行なっていますが、現在、町が進めております防災行政無線も整備が完了しましたら有効活用したいと考えております。

次に、役割分担ですが、災害の種類や規模により様々な現場が想定され、また、団員の召集をしてもその時間帯によっては、何名が参集できるかなど不確実な要素に大きく左右されますので、事前に任務分担を決定することは難しいものと思われまます。

広域的な災害が発生した場合は、地域防災計画に基づき災害対策本部を迅速に立ち上げ、消防団召集の是非やそれぞれの分団の参集人数に応じた任務分担を消防団長と協議のうえ決定し、その指示をいかに早く正確に伝達できるかが重要になってまいりますので、最前線で活動する消防団の各分団に無線機・トランシーバーを整備すると同時に、定期的に運用訓練を実施して指揮命令系統の確立を図り、より効率的で正確な任務の伝達ができる体制を構築していきたいと考えております。

3番目の「大震災時の消防団員の通信手段・各分団内部の伝達はどうするのか」とのことですが、先ほど召集・任務分担について申し上げましたとおり、今後は香川県地域防災力総合支援事業を活用して購入予定のトランシーバ

一などを各分団に配備したうえで、分団車両の署活系無線機も使った総合訓練や本部職員との連携訓練を実施して、現場活動に活かしていきたいと考えております。

本町といたしましては、今後も消防団充実を目指す国の施策に呼応して情報収集を図るとともに、香川県の補助も有効に活用しながら消防団の充実強化に努めていきたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

古川議員ご質問の2点目、「消防団員の命と生活を大災害から守るため」のご質問のうち、大震災時の各消防団、地域防災組織等との連携についてお答えいたします。

自主防災組織、自治会にとって消防団は、地域に根ざした組織として期待が大きく、地域の防災力の向上のためには不可欠な存在と認識しております。

大規模な地震災害だけではなく風水害等の災害においても、消防団と自主防災組織、自治会及び水利組合の連携が地域の防災力を高めるのに有効であると思っております。

例えば、消防団員が自主防災組織の訓練に参加するなどの取り組みを行い、円滑に連携が図られることが望ましい姿と考えておりますので、今後、消防本部とも協議しながら、検討して参りたいと考えております。

次に、避難勧告や避難指示につきましては、現在、町の広報車、町のホームページ、エリアメール等を用いて周知しておりますが、平成27年度末に防災行政無線が整備できれば、より迅速な伝達ができるものと思っております。

また、消防団員のご協力も得て、危険性が該当する地域の住民の皆様に対しまして勧告等を伝達することも考えられます。

しかしながら、非常に危険を伴う場所に避難勧告、避難指示の周知に消防団員の方に行ってもらうとなると二次災害等に巻き込まれることも考えられますので、方法手順については十分検討して参りたいと考えております。

防災・減災対策については、大変多くの施策をしなければなりません。ハード面では事業費が多大にかかること、ソフト面ではマンパワーが必要であることとであります。

今後、急ぐものから順次取り組んで参りますのでご理解下さるようお願い申し上げます、簡単ではありますが、古川議員への答弁といたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

古川議員、ご質問の「高齢者社会に対する対策について」、お答えいたします。1点目の老老介護における高齢者が孤立しない対策や、高齢者が地域社会と疎遠にならない支援についてですが、現在、町内で65歳以上の1人世帯の高齢者は約1,000人、75歳以上のみの2人以上の世帯が約1,100人と把握しております。

高齢者世帯の孤立防止対策としては、従来から民生委員さんを中心にした声かけ、見守りを行っており、平成24年度からは町社会福祉協議会やNPO法人の方でも声かけ、見守り活動を実施していただいております。

また、介護予防と高齢者の地域内での交流を目的に、町内数か所でサロンを開設してもらっており、シルバーの「ひだまり」においても介護予防教室等で交流を行っております。

2点目の在宅介護における家族の身体的、メンタルケア等の支援についてですが、身体的負担の軽減は介護保険制度を効率的にご利用頂く方法以外には思い当たりませんが、メンタルケア等の支援については、平成24年9月議会のご質問でもお答えしましたように、家族介護交流事業として、心身のリフレッシュを図る目的で、介護者相互の交流事業を実施したり、家族介護教室として、介護技術の向上を目的とした教室に参加頂いております。

また、介護サービスを受けずに閉鎖的傾向にならないための対策ですが、この件については、町としてその把握が非常に困難であります。

しかし、民生委員さんや地域の方からそういった情報が入った場合は、早い段階で訪問し、介護保険サービスや高齢者福祉サービス等に繋がるよう支援をしております。

また、ケースによれば、医療機関等と連携をして支援を行っております。

3点目の認知症対策における予防策についてですが、介護予防の一次予防事業として、毎年、認知症予防に関する講演会を開催し、二次予防事業として、現在、脳の活性化を図る目的も含めた軽体操の教室を年間12回コースの4教室開催しております。

平成27年度からは、新たに認知症予防のプログラムを取り入れた教室も開催する予定となっております。

また、認知症になられた方に対する見守りについてですが、先ほども申しました民生委員さんを中心とした地域での見守りの他、認知症の正しい知識の習得や認知症の方とその家族の見守りや支援を目的とした認知症サポーターの養成講座を毎年開催しており、昨年度時点での登録者数688人で、指導者28人となっております。

認知症ケアパスという言葉をお聞きになったことがあると思いますが、これは自分や家族、近所の方が認知症になられた場合に、どこで、どのような医療、

介護サービスが受けられるのか、具体的な機関名やケア内容等をお知らせするものですが、このチラシを今月末以降に町内全戸配布する予定となっております。

4点目の高齢者の所得の低い方等についてですが、生活保護基準より低い収入の高齢者世帯の割合は、介護保険の所得段階が新第1段階、すなわち、生活保護を受けている方、非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方、非課税世帯で年金収入と所得の合計が80万円以下の方は約1,000人いる事は把握できておりますが、扶養を受けられている状況が分からないこと、世帯状況と年齢と個々の収入等をマッチングさせるシステムがありませんので、ご質問の割合は把握できておりません。

医療や介護の費用負担増による相談等の状況ですが、高齢者のみの世帯の医療や介護の費用負担増だけに限らず、子どもと同居しているが、親の年金だけで生活しているとか、ある程度の年金収入はあるが、借金があり生活が苦しいとかを含めて、相談の中で中讃保険福祉事務所に連絡をし、生活保護の申請につなげております。

生活保護を受けられている方は、10年前と比べると約20%ほど増加しております。

生活困難な高齢者に対する町の救済措置ということですが、町のそれぞれのサービスの中で、所得による減額等の制度はありますが、現金給付的な制度はありませんので、生活保護制度につなげることとなります。

本町において老後破産とみなすケースはあるのかということですが、老後破産という言葉は、昨年9月に放映されたNHKスペシャル「老人漂流社会“老後破産”の現実」という番組から生まれた言葉で、この番組の中で、生活保護水準以下の収入しかないにもかかわらず生活保護を受けていない状況を老後破産と呼んでおります。

そういう意味から言いますと、町として具体的に把握はできておりませんが、過去に、生活保護の申請につなげようとした時、親戚、近所の人を気にして、本人が拒否をされましたが、最終的に他に方法がない旨を納得して頂いて申請をしたという方の例がありますので、そういう方は町には存在すると思っております。

各具体的なお質問にお答えをしましたが、3年ごとの介護保険事業計画と同時に策定している高齢者保健福祉計画においてご質問のあった内容に対する施策を載せてあり、それに沿って今後も高齢者福祉を進めてまいりたいと思っております。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

まず1点目の再質問でございますが、消防団での役割分担について明確にお答え願えませんかと申しましたが、今浜街道に新設されております防潮堤ですね、この震災時にですねやはり東日本大震災では消防団の方が多くの命を失ったというのは激震後10分の中で職場から現地に向かい約15分の中で防潮堤それから水門ゲートの閉鎖などをですね、そういうふうにしておりまして津波に巻き込まれまして命を亡くされた。

また避難等ですね、避難勧告をしていきまして津波の大きさとかそういう情報とか無くって、それを知らずに命を落とされた方というのがございますので、やはりその消防団の役割についてはどのようなことをしなければいけないかということは早急に決めておかなければならないと思われまます。

2点目ですね、認知症の予防についてでございますが、認知症の発生はですね男性は80歳から85歳、それまでに75歳から80歳までの間で体力の低下とかそれから気力の低下とか、そういうものが著しく低下していると思われまますので、その期間、認知症より発症する前にですねやはり体力の低下などの防止策ですね、女性も同じく80歳を超えるとやはり認知症の発生率が多く発症されていますので、その前にですね認知症にならないために例えば理学療法士のリハビリとかそういうのを受けられるチャンスがあればですね、寝たきりにならずに社会的に活動に参加されるなど認知症予防に対して効果があると思われまます、いかがでございませうでしょうか。

質問いたします。

福祉保健課長（山下 俊和）

古川議員の「認知症予防に関する施策について」今、再質問がありましたけれども、具体的に言うたら身体認知症に関わらずまず介護になりうる可能性が、そういうことにつきましては閉じこもり傾向がある方ほど、いわゆる認知症においても身体的においても介護状態になりやすいということが盛んに言われております。

そのために地域でのご本人の生きがい活動等とかも関係するんですけども、とにかく日常的に活動的に生活をしていただくと、いうことで地域の老人クラブの活動であったり、地域のお世話とか今、26年度から始めました高齢者のタクシーをご利用して盛んに趣味とか楽しみごとに家から出ていただいて活動していただくことがまずこれが1番とにかく介護予防に認知症も含めてですねなるうかと思っております。

後ですね、先程ご質問の中でお答えしましたように町としてもですね、毎年1

次予防としてですね全世帯にアンケート調査を取りまして、その中で介護に陥るリスクのある方については、2次予防事業としてですねいろいろ働きかけをさせていただいておるところでございます。

以上で、古川議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

古川議員の再質問で「消防団の役割分担を早急に」ということでございますが、議員さん再質問の中でおっしゃいました中で東日本大震災で大きな津波が来て、ということでございますが、現在ですね議員さんご存じのとおり、県の方でシミュレーションした南海トラフの1000年に一度の地震の津波のシミュレーションを映像で作っております。

そういうのがですね、県の防災担当課長会の中でそれを公表するに当たって非常に大きな問題がありまして、現実的に1000年に一度起きる震災と、それと各市町で取り組んでおります防潮堤の絡みですね、それは防潮堤があるからほとんど防げるという解釈でやっておりますが、それは県のシミュレーションは1000年に一度であって、その防潮堤が全て崩れるというような想定をしとるわけで、非常にですね可能性がないことはないんですけども、まず考えられん可能性でないかということですね、それを公表するかしないかというような議論もありました。

議員さん言われる防災関係の消防団の役割については早急に検討していかなければならない重要な課題と思っておりますけれども、あまりですね現実離れた部分については考慮しながらですね、今後進めていきたいと思っておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

議長（志村 忠昭）

以上で担当課長から説明がありましたが、古川議員再々質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

再々質問ではございませんが、要望事項として述べさせていただきます。生活困難者の中でですね、数字が実態があまりつかめてないので資料を調べてまいりましたが、内閣府が出した生活困難者の状況についてですが、女性の場合は65歳から69歳の間で18%、男性は16%でそこを境にですね70歳から80歳まで女性では28%、男性では22%と急激に右肩上がりをしております。ですからこれからですねこういう傾向がもっと強くなると思っておりますので、その辺りをですね踏まえて直的な計画をお願いしたいと思っております。それと消防団の安全についてですが、消防団が活動中にどこで救済活動などを自分の命を守るために撤退するか等ですねそういうような危険予知訓練をですねこれからも熟知していただきたいと思いますので、これは要望として上げ

ますのでよろしくお願ひ致します。

これで古川幸義の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。